

申請者・届出書作成人の身元確認書類

確認書類（有効期限内のものに限る）	左記書類で身元確認できる申請者・届出者		窓口で提示する本人確認書類の点数	郵送時に同封する本人確認書類の点数
	被保険者本人	代理人		
1 番号法、法施行規則に規定する次のいずれかの書類	○	○	原本1点	写し1点
(1) 個人番号カード				
(2) 住基カード（顔写真あり）				
(3) 運転免許証（国際運転免許証・外国運転免許証）				
(4) 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）				
(5) パスポート（旅券）				
(6) 身体障害者手帳				
(7) 精神障害者保健福祉手帳				
(8) 療育手帳				
(9) 在留カード				
(10) 特別永住者証明書				
2 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、 氏名・生年月日又は住所が記載され、かつ写真の表示に偽造防止の措置が施されているもの 又はこれと同等のもので、市が適当と認めるもの	○	○	原本1点	写し1点
(以下例示)				
(1) 介護支援専門員証				
(2) 海技免状				
(3) 電機工事士免状				
(4) 無線従事者免許証				
(5) 動力車操縦者運転免許証				
(6) 運航管理者技能検定合格証明書				
(7) 猟銃・空気銃所持許可証				
(8) 特殊電機工事資格者認定証				
(9) 認定電気工事従事者認定証				
(10) 耐空検査員の証				
(11) 航空従事者技能証明書				
(12) 宅地建物取引士証				
(13) 船員手帳				
(14) 無線従事者免許証				
(15) 戦傷病者手帳				
(16) 教習資格認定証				
(17) 検定合格証				
(18) 国又は地方公共団体発行の身分証明書				
(19) 小型船舶操縦免許証				
(20) 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書				
3 上記の1、2の提示又は同封が困難な時は次のいずれかの書類	○	○	原本2点以上	写し2点以上
(1) 公的医療保険の被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険、健康保険日雇特例被保険者手帳、各種共済組合員証）				
(2) 国民年金手帳				
(3) 児童扶養手当証書				
(4) 特別児童扶養手当証書				
(5) 市又は他の官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、 氏名・生年月日又は住所が記載されているもの 又はこれと同等のもので、市が適当と認めるもの				
(以下例示)				
① 介護保険証				
② 介護保険負担割合証				
③ 共済年金証書、恩給証書				
④ 住民基本台帳カード（顔写真なし）				
⑤ 雇用保険者証				
⑥ 医療受給者証				
⑦ 母子健康手帳				
⑧ 精神障害者保健福祉手帳（顔写真なし）				
⑨ 生活保護受給者証				
4 登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって、法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地が記載されているもので、市が適当と認めるもの ※法人による青年後見人等の場合	×	○	原本1点	写し1点

代理人の代理権の確認書類

確認書類		窓口で提示する代理権の確認書類の点数	郵送時に同封する代理権の確認書類の点数
1 法定代理人の場合		原本1点	写し1点
	(1) 戸籍謄本その他その資格を証明する書類		
	(2) 成年後見人証書		
	(3) 保佐人証書、補助人証書		
2 任意代理人の場合		原本1点	原本1点
	(1) 委任状		
3 上記の1、2の提示又は同封が困難な時は、市又は他の官公署から 被保険者本人に対し一に限り発行・発給された書類 その他の代理権を証明するものとして市が適当と認める書類		原本1点	写し1点
	(以下例示)		
	(1) 被保険者本人の運転免許証や身体障害者手帳など (身元確認書類の項目1に該当するもの)		
	(2) 被保険者本人の猟銃・空気銃所持許可証や戦傷病者手帳など (身元確認書類の項目2に該当するもの)		
	(3) 被保険者本人の医療保険証、介護保険証、介護保険負担割合証 など(身元確認書類の項目3に該当するもの)		

被保険者本人の個人番号の確認書類

確認書類（有効期限内のものに限る）	申請者・届出者		窓口で提示する個人番号の確認書類の点数	郵送時に同封する個人番号の確認書類の点数
	被保険者本人	代理人		
1 番号法、法施行規則に規定する次のいずれかの書類	○	○	原本1点	写し1点

※代理人による申請等の場合は写しでも可